

新（平成28年6月1日農林水産省告示第1260号）	旧
<p>二 輸入品の受入れ及び保管の実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p><u>(3) 輸入品の受入れ、保管及び包装に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項</u></p> <p><u>(4)～(6) （略）</u></p> <p>3 内部規程に従い輸入品の受入れ、保管及び<u>包装に関する業務を適切に行うこと。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>四 格付の表示を付する組織及び実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 格付の表示の実施方法</p> <p>(1) 次の事項について、格付の表示に関する規程（以下「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>ア・イ （略）</p> <p><u>ウ 出荷後に有機農産物又は有機加工食品の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項</u></p> <p><u>エ～カ （略）</u></p> <p>(2) 格付表示規程に従い格付の表示が適切に付され、<u>又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。</u></p> <p>(3) （略）</p>	<p>二 輸入品の受入れ及び保管の実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>(3)～(5) （略）</u></p> <p>3 内部規程に従い輸入品の受入れ、保管及び<u>包装を適切に行い、その管理又は把握の記録及び当該記録の根拠となる書類を格付した輸入品の出荷の日から1年以上保存すること。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>四 格付の表示を付する組織及び実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 格付の表示の実施方法</p> <p>(1) 次の事項について、格付の表示に関する規程（以下「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>ウ～オ （略）</u></p> <p>(2) 格付表示規程に従い格付の表示が適切に付されることが確実に認められること。</p> <p>(3) （略）</p>